

平成 27 年度
第 3 回
総合教育会議議事録

日時 平成 27 年 9 月 30 日 (水)

場所 いわき市役所東分庁舎

5 階会議室

第3回総合教育会議 議事録

- 1 日時 平成27年9月30日（水） 午前11時～12時
- 2 場所 いわき市役所東分庁舎 5階会議室
- 3 出席者 いわき市長 清水 敏男
いわき市教育委員会 教育長 吉田 尚
いわき市教育委員会 教育委員 馬目 順一
いわき市教育委員会 教育委員 蛭田 優子
いわき市教育委員会 教育委員 山本 もと子
いわき市教育委員会 教育委員 根本 紀太郎

4 協議事項

- (1) 文化・スポーツ施策に係る推進体制について
 - (2) 子育てコンシェルジュサービスの開始について
-

1 開会

(司会)

それではお時間となりましたので、始めさせていただきます。
本日はお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございます。
只今より、第3回いわき市総合教育会議を開催いたします。
はじめに、清水市長よりご挨拶を申し上げます。

2 市長あいさつ

(清水市長)

皆さんこんにちは。
第3回いわき市総合教育会議の開催にあたりまして、一言ご挨拶を申し上げます。
吉田教育長さんをはじめ、教育委員の皆様には日頃より本市教育の充実発展、さらには子どもたちの健全育成のためにご尽力をいただきまして、改めまして感謝申し上げます。

さて、これまで2回この会議を開催しまして、皆様から様々なご意見をいただいたところでございます。

現在、それらを踏まえ、教育大綱の素案を作成するとともに、併せて策定作業を行っているいわき創生総合戦略にも施策として反映するよう検討調整を行っているところであります。

本日の会議では、前回に引き続き文化・スポーツ施策にかかる推進体制について皆様と意見交換をさせていただくこととなります。

皆様には前回同様、忌憚のないご意見を賜りますようよろしくお願い申し上げ、挨拶とさせていただきます。

(司会)

次に、吉田教育長よりご挨拶をいただきます。

(吉田教育長)

それでは、教育委員会を代表いたしまして一言ご挨拶申し上げます。

清水市長には、日頃より、本市教育行政の進展にご理解ご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、市長のご挨拶にもございましたが、これまで2回の会議を通して、今後の時代に対応した人づくりや、教育大綱を策定するにあたっての基本的な考え方、さらには文化・スポーツ施策について、率直な意見交換を行い、共通認識を深めることができたものと考えております。

本日の協議事項は、前回に引き続き、文化・スポーツ施策についてであります。

折しも、オリンピック追加種目に野球、ソフトボールなど5種目18競技が提案されることが決定され、昨日は遠藤オリンピック担当大臣が組織委員会の森会長に対し、震災で被災した福島県を含む地方開催を要望したところであり、いよいよ本市開催も現実味を帯びてきているところかなとそんな思いをしているところでございます。

震災前より輝くふるさとといわきのためには、施設整備とともに心の復興がまさに求められるところでございます。

文化・スポーツは、そのために非常に重要な施策でございます。

本日は、これに相応しい推進体制の構築に向けた有意義な意見交換をしまいたいと考えておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

お世話になります。

(司会)

ありがとうございました。

それでは早速でございますが、お手元の次第の4番目、協議事項に移らせていただきます。

本会議設置要綱第4条の規定によりまして、市長が議長になりますことから、会議の進行につきましては清水市長にお願いしたいと思います。

よろしくお願いたします。

(清水市長)

はい。それでは暫時、議長を務めさせていただきます。

ご協力の程、よろしくお願いたします。

まず、協議事項の1番目、文化・スポーツ施策にかかる推進体制につきまして、事務局の説明を求めます。

(事務局)

それでは、文化・スポーツ施策にかかる推進体制につきまして、お配りいたしました資料に基づきまして、総務課の方からご説明をさせていただきます。

資料の説明に入ります前に、前回、第2回目の会議におきましては国の考え方も含めまして、本市の現状、推進体制のあり方について協議をいただいたところですが、今回は、それを踏まえまして、具体的な推進体制、組織体制の案についてご説明をするものでございます。

資料1ページ目ですが、1点目といたしまして、推進体制の考え方を記載しております。

こちらは、前回の協議の際にもご説明した内容の繰り返しにはなりますが、具体的な組織体制の基となる考え方ですので、改めてご説明をしたいと思います。

まず、復興の先を見据えたまちづくりの推進に向けましては、市民の心の復興を図る必要があります、そのためにはこれまで以上に文化・スポーツの推進が重要であると考えられます。

文化施策の推進に当たりましては、官民協働によります文化・芸術活動が評価をされまして、平成25年度には、文化庁長官表彰を受賞したところであります。

今後におきましても、そういった成果を十分に活かしていく必要があると考えております。

スポーツ施策の推進につきましては、5年後の東京オリンピックを見据え、競技種目や合宿等の誘致のほか、オリンピック選手の育成、こういったことが急務となっております。市としても体制整備が必要だと考えております。

それから、現在、教育委員会と市長部局それぞれに文化・スポーツ施策を行っている部署がありますが、これらを一元化したうえで、推進していくことが重要ではないかという考え方です。

こうしたことを踏まえまして、文化・スポーツ施策につきましては、関係団体等との連携を引き続き図りながら、これまで以上に多様な施策領域との連携・融合、これらによります施策展開が求められておりますことから、市長のトップマネジメントのもと、施策を効果的に積極的に推進していくための体制を整備する必要があると考えているところでございます。

下段に記載してありますのは、来年度の文化・スポーツ施策の推進体制、具体的な組織体制の案でございますが、2ページ目の上段に組織図の形で記載をしておりますので、こちらと併せてご覧いただければと思います。

1ページの下段ですが、まず1点目といたしまして、本市の文化・スポーツ施策を一元化するとともに、他の施策との連携によりまして、これまで以上の推進を図るために、現在、教育委員会の文化・スポーツ課で所掌しております文化・スポーツに関する事務の全てを、市長部局へ移管するというものです。

したがいまして、学校教育課で現在所管しております学校体育については引き続き、教育委員会の所管という考え方でございます。

2点目ですが、市長部局には、本市の文化・スポーツ施策推進の体制を強化するという観点で、文化財を含めまして、文化施策の専任部署として「文化振興課」、それからスポーツ施策の専任部署としまして「スポーツ振興課」をそれぞれ新設いたしまして、この両課を統括する組織として、いずれの部にも属さない「文化・スポーツ室」を新設するという案でございます。

それぞれの課の係体制ですが、まず文化振興課におきましては、現在の市民協働課、文化のまちづくり担当で所掌しております業務を移管したうえで、「文化振興係」と「文化財係」の2係を設置したいと考えております。

もう一つ、スポーツ振興課の方は、「スポーツ振興係」、「スポーツ施設係」を設置いたしますとともに、スポーツイベント等の業務を担うために、現在交流推進課に設置しております「イベントクリエーション係」をスポーツ振興課に移管いたしまして、合計3係体制という案としております。

なお、最後の点ですが、文化振興課、スポーツ振興課の新設にあたりましては、文化・スポーツ施策の積極的な推進の観点から、人員体制の強化についても検討してまいりたいと考えております。

2ページ目の組織体制をご覧いただきますと、文化・スポーツ室のもとに2課、係としましては合わせて5係。

現在、教育委員会文化・スポーツ課、1課3係体制ですが、これを2課5係という体制に拡充するという内容でございます。

それから、2ページ目の下の部分ですが、法律に基づく対応ということで、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の一部を抜粋しております。

第23条で、学校体育を除いたスポーツに関する事務、それから文化財保護を除いた

文化に関する事務。

これらは、条例の定めるところによりまして、地方公共団体の長が管理執行することができるという規定でございます。

この規定を踏まえまして、文化財の保護に関する事務につきましては、法律上の権限としましては、市長が管理執行することはできない、教育委員会の職務権限とされておりますので、文化財保護の事務を市長部局で執行する際には、地方自治法に基づく補助執行という制度で行うという考えでございます。

次の博物館法の規定ですが、これは、美術館に関する取扱いの観点でございますが、第19条の中で、公立博物館は、当該博物館を設置する地方公共団体の教育委員会の所管に属するという規定がございます。

これによりまして、美術館は、法律上、教育委員会の所管ということになりますので、美術館を市長部局で執行するという際も、同様に補助執行という制度に基づく形となるものでございます。

補助執行につきまして、次の3ページ目で詳しくご説明をしたいと思います。

法的な根拠といたしましては、地方自治法の規定がございますが、「地方公共団体の委員会は、その権限に属する事務の一部を、普通公共団体の長と協議して、長の補助機関である職員をして補助執行させることができる」というのが法的な根拠となっております。

具体的な本市の運用につきましては、文化財の保護に関する事務が、先ほど申し上げましたように、地教法上の規定で、教育委員会の職務権限とされております。

しかしながら、今回の組織体制の案では、文化財の保護に関する事務と、それ以外の文化に関する事務につきまして、地域振興などの他の施策への活用連携によりまして、文化施策のさらなる推進を図るために、一体的に執行する方が効率的、効果的という考え方で、文化財の保護につきましても、市長部局で執行するという案としております。

従いまして、文化財の保護に関する事務は、その組織上の形からいきますと、文化振興課の職員が執行することになりますが、法的な根拠から、対外的には教育委員会の名前でもって執行されるという形になります。

従いまして、例えば、文書を発送する際には、教育委員会の名称・名前で、教育委員会の公印を押した形の文書が発送されるということになります。

なお、市の文化財の指定・解除、それから、文化財保護審議会委員の委託につきましては、教育委員会の法的な権限となりますので、文化振興課が事務としては立案を行います。その内容をこれまで通り教育委員会でご審議いただくこととなります。

それから、現在、教育委員会からの委任におきまして、教育長の職務権限としている事務の執行にあたりましては、文化振興課で立案をしまして、その内容をこれまで通り教育長の決裁をいただくという仕組みになります。

それから、教育部長の職務権限としている事務もございまして、これらにつきまして

は、今後は、新たに設置する文化・スポーツ室長が決裁をするという案でございます。

こういった補助執行にあたりましては、文化財の法に関する事務などの執行状況につきまして、定期的に教育委員会へ報告するといったような教育委員会との連携について、検討していきたいと考えております。

説明は以上でございます。

(清水市長)

只今事務局より概要の説明がありました。これにつきまして、何かご質問やご意見がございましたらお願いしたいと思います。

(馬目委員)

1 ページの下の方の最後のところ、人員体制の強化についても検討するというところで、この視点につきまして、一つお質したいと思います。

現在、文化・スポーツ課の文化財担当の方では、これだけ広いわき市で、文化財担当の専門職が配置されておられません。

これは、珍しいというか、今までどうしていたんだという質問が出るくらいのことだと思っておりまして、例えば、開発行為等の際には、埋蔵文化財の調査等の関係書類が教育委員会に回ってきまして、文化財係の方で色々と検討するという流れになっております。

そういう重要なポストに専門職がないということは、非常に問題があるのではないかと以前から思っていたところです。

今度は、人員体制の強化についても検討するということですので、こういう点も含めて考えていただきたいと思います。

(清水市長)

はい、事務局。

(事務局)

この人員体制の強化につきましては、只今、馬目委員からご発言のありました文化財関係の専門職、それからスポーツ関係につきましても、関係団体との連絡調整、あとは教育委員会の学校体育との連携、こういった点で重要な検討事項と考えておりますので、資料にこのような形で記載をしたところです。

文化財の専門職につきましても、やはり重要性というのは高いものと考えておりますので、今後、引き続き検討してまいりたいと考えております。

(清水市長)

専門職というどのような立場の人になるのですか。

(馬目委員)

早く言えば、学芸員の資格を持っている人ですね。

あとは、そういう専門的な勉強をしてきて、発掘調査の経験があるとか、埋蔵文化財を取り扱う資格があるかという視点で資格審査があると思います。

(吉田教育長)

今の話に関連しまして、現在、文化財係の方には、教育文化事業団からの嘱託という形で2名来ていただいております、いわゆる埋蔵文化財の発掘、それから報告書の作成というを中心をお願いしております。

ただ、今後、文化を通したまちづくりという観点から、こういう形で一元化をしていく中で、さらに文化財の活用とかそういう視点が出てきたときに、果たして教育文化事業団からの嘱託職員だけで、そこができるかという思いはあります。

そうなったときに、最低限、市の職員として専門職、いわゆるプロパーの職員がいて、今後の企画・立案に関わっていくということをしないと厳しいと感じておまして、ぜひこれについては、私からも、ご検討いただければありがたいというのが一点です。

それから、スポーツ関係での連携でございますが、県で一つの例がありまして、県の文化・スポーツのスポーツについては、基本的に課長を含めて、教員系と事務系が約半数位ずつとなっておりますが、今回は、市レベルですから、学校体育との連携、さらに、各種競技団体との連携を考えた時に、最低でも1名程度、人選は教育委員会の方で十分にしますので、教員を1人入れていただける体制であれば、さらに連携というのは深まっていくと思います。

以上でございます。

(清水市長)

今、教育長の方からお話がありましたが、教員の配置については、前からお話は受けておりましたので、そういう方向で検討させていただいておりましたが、なお、文化財の専門職についても、今、馬目委員からお話がありましたので、適当な人材がいるかというのはありますが、前向きに検討をさせていただきたいと思います。

実際に、平成28年度、仮にこのような体制になったとしても、総合教育会議は継続的に開催して参りますので、その都度ご意見を賜れば、改善できるものは改善していきたいと思っております。

先日、飯野八幡宮さんから、市指定文化財の補修の要望がありました。

以前から要望していたそうですが、金額が大きくて予算落ちしていたという経緯があ

ったところですが、今回、再び要望がありまして、市の補助率という規定がありますので、それに見合ったものは当然出すべきではないかということで、返答させていただいたところでもあります。

やはり、予算を付けるところと担当する部門に多少距離があると、誤差が出てしまうのかなということを感じたところです。

前段で教育長からもお話がありましたが、東京オリンピックについては、かなり可能性が出てきたなというふうに思っております。

多分、野球とソフトは来年の8月に間違いなく採用されるものだと思いますので、そうなったときに、県も誘致に向けて積極的に動き出すと思いますし、市としても、プロ野球のオールスターゲーム、さらには来年のU-15野球ワールドカップという実績がございますので、当然本市での開催というのを積極的に働きかけていきたいと思っております。

実際に、正式に開催が決まれば、国体並みの準備態勢を取らないと多分追いつかないのではないかと思っておりますので、そういったことも踏まえながら、まずはその基礎となる、ベースの部分の体制を構築していくということが大事ではないかと考えているところです。

今日の新聞に載ったのですが、復興庁の支援事業に、文化創造都市いわきを目指したアドバイザーの招聘ということで、いわき市が採択されました。

これについても、スペシャリストの方がいわきに来て、ご指導いただけるものだと思いますので、来年50周年ということを見据えて、さらなる50年に向けての一つの構想と言いますか、計画を具体的に作っていければと思っております。

(山本委員)

今回のスポーツの3係体制について、良いと思います。

その中で、スポーツ施設係とイベントクリエーション係の内容は大体把握できるのですが、スポーツ振興係、この業務内容は、生涯スポーツの推進とか競技スポーツの推進とか、子どもの体力・運動能力の向上とか、スポーツ団体の育成支援、そして特に指導者の育成というところも入ってくると捉えてよろしいのでしょうか。

(清水市長)

はい、事務局。

(事務局)

はい、そのように考えております。

(山本委員)

スポーツ施設係とかイベントクリエイション係というのは、どちらかというところ、成果の見えやすい係ですよ。

一方、この振興係というのは、今お話ししたような業務内容があって、これからはいわき市民が、スポーツを通じて、豊かに生きていくための大切な部分を担うところなので、成果が見えにくいのですが、どうぞここにも目を向けながら、連携して取り組んでいただきたいと思います。

(清水市長)

根本委員。

(根本委員)

東京オリンピックの開催というのは、1つの節目であって、それに向けて色々なイベントをやっていくということも非常に大切なことだと思いますが、文化・スポーツというものは、人に元気を与えるものですが、一朝一夕にはいかないということもあると思います。

イベントの中でいうと、例えば、フラガールズ甲子園は、地道な活動が実を結んで、徐々に盛り上がってきていて、本当に文化として定着するのではないかと思います。

こういった体制を、今日見せていただいて、疑問だったところも納得出来ましたので、後は、ここで終わりということではなく、継続的にコツコツとやっていくということも大切だと思います。

尻切れトンボにならないようにお願いできればと思います。

(清水市長)

蛭田委員。

(蛭田委員)

これはお願いなのですが、いよいよオリンピックが現実味を帯びてきて、いわき市にも、もしかしたら来るのではないかと、ワクワクする気持ちがあるのですが、オリンピックに向けてハード面、ソフト面、色々準備していかなければならないことがたくさんあると思います。

特に、ハード面ですが、その時を目指して作って、その後何に使ったらいいかわからないということの無いように、その先も見据えて、よく考えてお願い出来たらと思います。

(清水市長)

ありがとうございます。他にありますか。教育長。

(吉田教育長)

今、山本委員からお話がありましたが、スポーツ振興系の業務は、おそらく今現在、文化・スポーツ課のスポーツの方で、ほとんど中心を占めているような業務がここに入ってくると思います。

まさに、生涯スポーツについては、体育協会と、それからスポーツ推進委員というのがあるのですが、そこがある程度両輪になって、様々な取り組みを、今もしておりますので、ぜひそこについてしっかりと継続できるようにしていただければと思います。

そういう意味から、スポーツ施設係とイベントクリエーション係という3係体制にしたというのは、非常に良い、期待が持てる体制になったのかなと感じております。

以上でございます。

(清水市長)

基本的には、今まで文化・スポーツ課という1つの課でしかなくて、仕事量も大変膨大で、苦勞を掛けているなというのもありましたし、そういう意味では、組織をさらに幅を持たせて人員も配置していくことによって、よりきめ細かい施策というのが展開されるものだと思っております。

教育長から市長部局の方に、所管が移るわけではありますが、基本的には、充実強化というのが主眼ですので、その辺はご理解いただければと思っております。

また、この総合教育会議につきましても、これからも継続的に開催して参りますので、その都度、ご意見を賜ることによって、文化・スポーツ室のあり方というのも当然変化していくものだと思っておりますので、そういったことも踏まえて、ぜひご理解いただければと思っております。

(馬目委員)

文化財に関しまして、今までは調査をしますと、調査報告書という分厚い本を必ず出しています。

それは、いわき市教育委員会発行で、最初の挨拶の言葉は教育長というような体裁で今までずっとやってきました。

事務移管後は、発行元やトップの挨拶も変わるようになるのでしょうか。

(事務局)

先ほど課長から説明がございましたように、文化財保護に関する業務につきましては、最終的には教育委員会の職務権限に属しますので、そういった文化財の調査報告書につ

いては、教育委員会名で発行いたしまして、例えば、冒頭の挨拶というものは引き続き教育長の方をお願いしていくという形になると思います。

(馬目委員)

報告書というのは、結局、学術書なものですから、学会で引用される場合には必ず奥付が重要になってきまして、「何々の報告書、いわき市教育委員会」となるのですが、そういうふうな学会での通例もあるものですから、お聞きしたわけです。

(清水市長)

市長部局に移ったからと言って、冒頭に私の挨拶がなければならないとは思っておりませんので、その辺は馬目委員が言われるように、全国的な位置付けもあるかと思いますので、今、事務局の方からお話ししましたように、あくまでも補助執行というような立場の中ですので、これまで通り教育委員会の名前で発行されるというような形になっていくものだと思っております。

(根本委員)

正直言いますと、補助執行の内容や人的措置なども分からなかったものですから、疑心暗鬼だったところもあったのですが、今、お話をお聞きして、市長部局の方には移るけれども、事務を担当する方は、先ほど市長からお話しいただいたように、専任の方、今まで担当していただいた方、それ以上の方を配置していただけるということを理解いたしましたので、ぜひ、人員の方をよろしくお願いします。

(清水市長)

新しい教育委員会の制度ができるまでは、なかなか委員の皆さんと話し合う場面というのはそんなになかったと思います。

そういう意味では、前よりも壁は限りなく低くなってきていると思いますので、組織が移ったからと言っても、常々こういう会議をやっていれば、お互いの理解は得られていくのではないかなと思っておりますので、その都度、ご助言をいただければと思います。

それでは、この件についてはよろしいでしょうか。次に協議事項のその他ですが、事務局から何かありますか。

はい、こどもみらい部。

(事務局)

私共の方からは、10月1日、明日から新たに「子育てコンシェルジュサービス」というものを開始する予定でございます。

その内容についてご報告させていただきたいと思います。

新聞等で報道されている部分もありますが、4月からご承知の通り「子ども・子育て支援新制度」が本格的に始まっております。

その中で、子育て全般におけるサービス支援の一環といたしまして、「子育てコンシェルジュサービス」というのを10月1日から立ち上げることとなりました。

この事業のポイントとしては、2つございます。

1つは、市内の7地区保健福祉センターに「子育てコンシェルジュ相談窓口」を立ち上げます。

これによって、まず、子育ての相談窓口の明確化を図ります。

次に、この窓口はその相談業務を選任で担当する子育てコンシェルジュを配置いたします。

コンシェルジュというのは、最近テレビの番組やドラマなどでもテーマになっておりました、皆様に親しまれ始めてきたのかなと思いますが、ホテルで相談業務とか、様々なサービスの案内を務める方のことでございます。

こういうきめ細かな相談業務を、子育て関係で担っていただくというもので、これは、顔の見える相談体制を構築するという意味で、専任職員を置きたいというふうに思っております。

このような2つのポイントを通じて、相談しやすい体制を構築しまして、近年、少子化とか地域コミュニティの希薄化から、孤立しやすいと懸念されているお母さん方に対して、子育てをサポートして、さらに子育てしやすい環境づくりを構築していきましようという目的でございます。

2番のところでございますが、設置場所でございますが、今申し上げた通り、7地区保健福祉センターに設置いたしまして、このうち当面、相談件数が多いと想定されます「平」、「小名浜」、「勿来・田人」、「常磐・遠野」の4つの保健福祉センターには嘱託職員として、子育てコンシェルジュを配置いたします。

この子育てコンシェルジュにつきましては、私共が採用する中で、保育士とか幼稚園免許を持っていらっしゃる方、教員免許を持っていらっしゃる方、放課後児童クラブで働いた経験のある方、いわき市地区保健福祉センターで働いた経験のある方、このような方々を本年度採用いたしまして、今まで色々な研修、勉強をしていただいております。

それから、残りの3つの地区保健福祉センターにつきましては、地域性とか相談件数を考慮いたしまして、当面、児童担当の市の職員が事務の業務を兼務しながら窓口に立っていただくというふうに考えております。

表の下にございますが、具体的に相談内容というのは、保育所や幼稚園の施設の案内、それから一時預かり、放課後児童クラブの利用についてのご案内などが主なものだろうと想定しております。

実は、子育てコンシェルジュの皆様方には、既に研修の一環といたしまして、実際の

相談現場の窓口に立っていただいておりますが、その内容は、保育所の入所が 75%位を占めている状況でございます。

資料の 3 点目にもありますが、地区保健福祉センターに設置しました意味と言いますのは、そこには児童福祉担当職員がおりますのはもちろんですが、家庭相談員や保健師が配置されておまして、組織的な対応も可能だからでございます。

それから、記載はしてございませんが、当然のこととして、市民の皆様福祉の相談の場として既に、市民の皆様に浸透しているという状況もございますので、7 地区センターに設置したという状況でございます。

窓口設置日は、何度も説明して恐縮ですが 10 月 1 日から、そして、本日設置式を行ってございます。

担当する職員の皆様に市長から訓示をいただきまして、そしてユニフォームやネームプレートを配ってございます。

だいぶ取材も入っておりますので、テレビでもご覧になって、こういう相談窓口の設置が市民の皆様に浸透していけばというふうに思っております。

2 ページ目以降でございますが、コンシェルジュサービス開始という内容について、チラシを作っております。

このチラシにつきましては、保健福祉センターはもちろんですけど、各職場、公民館、あるいは保育所、幼稚園などに配置・配布いたしまして、皆様に周知を図っていこうと考えております。

説明は以上でございます。

(清水市長)

只今、子育てコンシェルジュサービスについての説明がございました。

皆さんからご意見がございましたら、はい、どうぞ。

(山本委員)

今、本田部長からお話がありましたが、コンシェルジュというのは今の若い人だったら大体みんな分かっていますが、分からない方もいるので、「子育てコンシェルジュとは？」というのがあってもいいかなと思います。

例えば、「子育てコンシェルジュというのは、就学前の子どもたちの保護者からの相談を受けて、それぞれのニーズに合った子育て支援サービスを案内する専門の相談員です。」とか、説明書きがあった方が、市民の皆さんにとって分かりやすいと思います。

あともう一点ですが、この中の仕事というのは、保育サービスの利用に関する相談や情報提供が 1 つですよ。

2 つ目は、子育てに対する悩みや不安の相談だと思います。

後ろのページにあるこのコンシェルジュサービスのチラシには、コンシェルジュへの

相談事例として、「仕事が見つかったので、子どもを預けたい」、「希望の保育所に入れなかったけど、空いているところはないか」、「急な用事で出かけたんだけど、子どもを預かってほしい」と例が記載されていますが、これは1番目の保育サービスの利用や情報提供の部分です。

ここに、2番目の、子育ての不安や困りごとなどの事例も入れたらどうかと思います。

「今、保育で子どもでこんなことで困っているんだけど、こういうところはどうしたらいいんだろう」というように悩んでいるお母さんたちはたくさんいると思います。

先ほどの説明の中で、保育所入所が75%とありましたが、幼稚園などで保護者に聞いてみますと、子育ての悩みがあっても、それを相談できる場所がない。

私は、このコンシェルジュに、そういうことも相談に来ていただけたら、今働いているお母さんが少しでも子育ての悩みに前向きに取り組んでいけるのかなと思います。

もちろんこの施設や保育サービスは大切です。

ですが、期待していることは、家庭での子育て力が低下している現在、育児不安の解消や女性の就業継続について、相談できるということが、働きたい女性を応援することになると思います。

ぜひ頑張ってください。期待しております。

(清水市長)

はい、部長。

(事務局)

ありがとうございました。

このチラシの内容につきましては、市のホームページにも掲載していく予定でございますので、今のご意見を取り入れながら、ホームページの質をさらに上げていきたいと思っております。

それから、子育てに関する相談でございますが、これは、現在、保育所あるいは幼稚園においても、具体的に地域の皆様に回答している中で、そういう育児の相談にも乗るという取組みを行っております。

なお、このコンシェルジュサービスにおいても、そういうものが受けられるというように、このチラシにおいても、相談事例等を載せながら、内容を見直して参りたいと思います。

ありがとうございました。

(山本委員)

よろしく申し上げます。

やはり、働く女性にとっては、こういう取組みをきめ細かく行うことで、もっといわ

きの女性が仕事を継続していくとか、仕事に就いてもっと頑張ってみようという気持ちになると思います。

私も、子育てをしながら働いているときに、辞めようと思ったことは何回もありました。

教員という仕事と子どもを育てるといふことの両立は大変だったんです。

そういう時はありましたので、お母さん方に少しでも希望になることがあるならば、とてもいいことだと思いますので、よろしく願いいたします。

(清水市長)

地区保健福祉センターには、先ほどの説明がありましたが、その他に家庭相談員とか保健師さんとかいますので、まずは、ワンストップでコンシェルジュさんが受けて、これは保健師さんに相談した方が良かったとか、あるいは家庭相談員の方に相談した方が良かったとか、あるいは、就業ということであれば商工労政課とか、そういうところに繋ぐ最初の窓口と言いますか、そういう意味でとりあえずはこのサービスを始めると。

先ほど部長からも質の向上というのがありましたけど、まずはやってみないとわからないというのがありまして、それなりに研修を積まれた方ではありますけど、まずは明日からのサービスをスタートさせて、色んな相談や問題が色々出てくると思いますので、そういったことについて、さらに磨きをかけていければと思っております。

今日、NHKの取材も入りましたので、今日の夜か明日の朝ぐらいには多分ニュースになるのではないかと思います。

他にありますか。

(根本委員)

私の場合は、子育ては終わってしまっているんですけど、何人かの女性にこういうことが始まるということをお聞きしました。

皆様一様に、市長もおっしゃいましたように、ワンストップで横をつなげるような、こういうサービスが始まるのは、とてもいいことだというお話が多かったです。

一つご質問なのですが、4つのセンターにコンシェルジュを配置するという事になっておりますが、人数的には各場所1人ずつだけなのか、それとも何人かいらっしゃるのか、その辺お聞きしてよろしいですか。

(清水市長)

はい、事務局。

(事務局)

子育てコンシェルジュは、各地区センター配置1名でございます。

今後、10月から具体的なサービスを開始いたしますけども、その状況を踏まえながら、今の人数体制で良いのか、具体的に検証していきたいと思います。

(根本委員)

とりあえず、10月1日からは各地区固定で1名ずつ4名の方ということですね。わかりました。

(蛭田委員)

コンシェルジュというのは、なぜこの名称を使わなければいけないのかわからないんですが、これはやはり、国の方からメニューとして下りてきているのですか。

(事務局)

コンシェルジュというのは、国からきめられた事業名ではないです。実は、他の地域などでも、コンシェルジュサービスというのは、だいぶ広まって、こういう名称を使っているところは広がっているというふうに私共は思っております。

(蛭田委員)

これ、フランス語なんですね。

コンショルシュと言うんですが、それを無理矢理日本語にするとコンシェルジュになるんだと思うんですが、発音は全然違うんですけど。

このチラシに子育てコンシェルジュサービス開始って書いてあって、下に相談窓口のご案内と書いてあります。

チラシを私が見た場合に、コンシェルジュサービスって何だろうとしか思えなくて、なので、コンシェルジュサービスの下に、括弧書きで窓口相談員とか専門相談員というふうにした方がいいのではないかと思いました。

(事務局)

わかりました。

(蛭田委員)

このサービスを浸透させるためにも、解りやすいものを1つ2つ作ってから、またそれを多用するというのも出来るのかなと思いました。

あと、もう一つ、コンシェルジュのするお仕事の中で、先ほど山本委員からご発言ありましたように、子育ての悩みなども聞いていただけると良いと思いました。

この悩みを聞くというのは実は一番大事なことで、お母さん、お父さんが思っていること、それはそのまま子どもに伝わっていきまして、子どもたちの心をつくっていきま

す。

ですから、まず、お母さんの心が平和であること、家庭が平和であることが大事なので、お母さんの心を、迷った心を受け止めていただける所、もしくは友達同士でお話しできるような所、そういうものもあったら紹介していただけたらと思います、一緒に。

(事務局)

実は、子育てコンシェルジュサービスは子育て全般のサービスを受け持っておりますので、例えば、屋内遊び場がどこにあるのか、子育てサービスではこんなものがありますよとかそういうところまで情報をつかんで、必要に応じて情報提供をしていこうと考えております。

そういうことを通じて、公的なサービスだけでなく、お母さん方に少しでも子育てしやすい環境をつくりたいなど、そういう場をつくりたいなど思っております。

(清水市長)

他にございますか。

無いようでしたら、これで協議事項については終了し、議長の職を解かせていただきたいと思います。

ご協力ありがとうございました。

(司会)

ありがとうございました。それでは次第の5その他になりますけども、何かございますか。

無いようなので、事務局より次回の会議についてご案内をさせていただきます。

次回、第4回目の会議は、11月18日(水)に開催予定でございます。

場所は、ここ東分庁舎第5会議室、同じ場所ということで予定しておりますので、よろしく願いいたします。

それでは以上をもちまして、第3回総合教育会議を閉会いたします。

ご協力ありがとうございました。